

(案)

第7期 藤枝市障害福祉計画

第3期 藤枝市障害児福祉計画

令和6年度 ～ 令和8年度

令和6年3月



【目次】

第1章 計画の概要（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 共通）

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の推進体制	2

第2章 基本方針（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 共通）

1	障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	4
2	市を基本とした身近な実施主体と 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施	4
3	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備	4
4	地域共生社会の実現に向けた取組	5
5	障害のあるこどもの健やかな育成のための発達支援	5
6	障害福祉人材の確保・定着	6
7	障害のある人の社会参加を支える取組	6

第3章 提供体制の確保に関する基本的事項（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 共通）

1	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	7
2	相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	8
3	障害福祉サービスの円滑な実施を確保するために必要な事項	9

第4章 障害のある人を取り巻く環境（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 共通）

1	人口の状況	11
2	障害のある人の状況	12
	（1）障害者手帳所持者数	12
	（2）障害支援区分の認定状況	14
	（3）障害福祉サービスの状況等	14
	（4）障害児通所支援サービスの利用状況	16

第5章 第7期障害福祉計画 成果目標

1	令和9年3月末の目標値等の設定	17
	（1）福祉施設入所者の地域生活への移行	18
	（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	18
	（3）福祉施設から一般就労への移行等	19
	（4）相談体制の充実・強化等	23
	（5）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	23

第6章 第7期障害福祉計画 活動指標

- 1 障害福祉サービスの必要な見込み及び見込量確保のための方策 25
 - (1) 訪問系サービス 26
 - (2) 日中活動系サービス 28
 - (3) 療養介護 32
 - (4) 短期入所（ショートステイ） 33
 - (5) 居住系サービス 34
 - (6) 相談支援 36
 - (7) 相談支援体制 37
 - (8) 地域生活支援拠点等 39
 - (9) 発達障害者等に対する支援 40
 - (10) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 40
 - (11) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 41
- 2 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策 43
- 3 基盤整備計画 53

第7章 第3期障害児福祉計画の概要

- 1 策定にあたっての基本方針 54
 - (1) 地域支援体制の構築 54
 - (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 54
 - (3) 地域社会への参加・包容の推進 55
 - (4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 55
 - (5) 障害児相談支援体制の提供体制の確保 55
 - (6) 他の計画との関係：第2期藤枝型発達支援システム構築のための行動計画 . 56

第8章 第3期障害児福祉計画 成果目標

- 1 障害児支援の提供体制の整備等 57
 - (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
保育所等訪問支援の充実 57
 - (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー
ビス及び事業所の確保 57
 - (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネータ
ーの配置 58

第9章 第3期障害児福祉計画 活動指標

- 1 障害児支援 59
 - (1) 児童発達支援 59
 - (2) 医療型児童発達支援 60
 - (3) 放課後等デイサービス 60
 - (4) 保育所等訪問支援 61
 - (5) 居宅訪問型児童発達支援 61

- 2 障害児相談支援 62
- 3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数・62

関連資料

- 1 障害者総合支援法の障害福祉サービス体系図 64
- 2 策定経過 65
- 3 ライフステージ別の主な障害福祉サービス 66

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

「第7期藤枝市障害福祉計画・第3期藤枝市障害児福祉計画」（以下「本計画」）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害のある人等の地域生活を支援するための基盤整備等に係る目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等を提供するための体制の確保を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

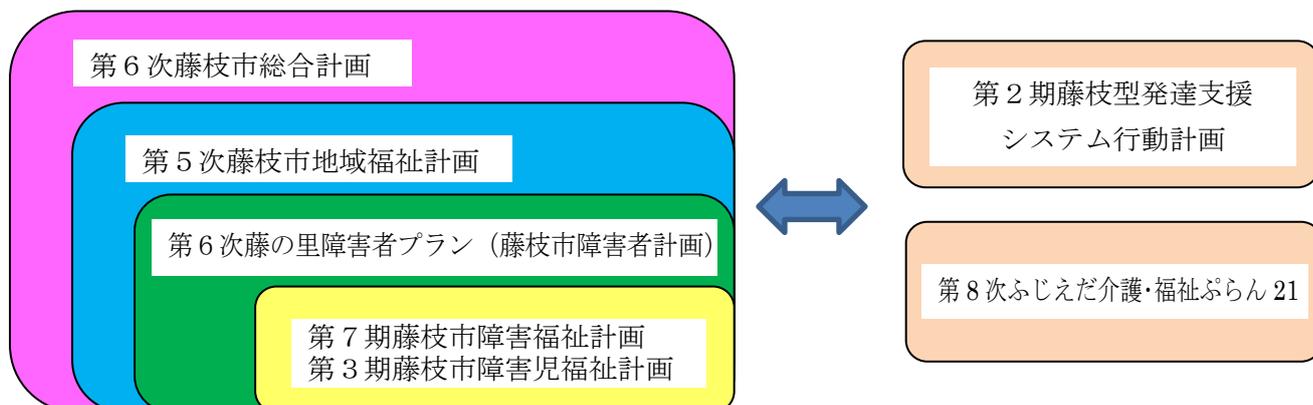
（1）本計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」として策定します。

（2）他の計画との関係

本計画は、国の示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円満な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に基づき、県における「静岡県障害福祉計画」「静岡県障害児福祉計画」や、市の最上位計画である「藤枝市総合計画」等と整合性を図り、本市における障害福祉サービスや相談支援の必要な見込量、地域生活支援事業の種類ごとの内容や、障害のあるこどもの支援体制の整備の実施に関する内容を定めています。

■ 計画の関連イメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。
ただし、法改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	
本 計 画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			
	第6次藤枝市総合計画（前期計画）									
	第5次藤枝市地域福祉計画				第6次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）					
関 連 計 画	第2期藤枝型発達支援システム行動計画									
				第9次ふじえだ 介護・福祉ぷらん21						

4 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、藤枝市地域自立支援協議会をはじめ、庁内の関係部局や関係機関団体等との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画実施に努めます。

(1) 藤枝市地域自立支援協議会の役割等

“障害のある人を地域で支える”を目的に、相談事業のあり方、地域における障害福祉に関する課題や施策提案等についての協議、関係者との連携及び支援の体制に関する定期的な協議の場として、関係機関、関係団体、障害のある人やその家族等の代表者で構成する藤枝市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）を設置しています。

自立支援協議会は、代表者会議と各部会で構成されます。

各部会では、様々な支援を必要とする事例の検討等を行い、代表者会議では、障害福祉サービスにおける課題について審議や検討を行っています。

今後も、本計画の分析や評価を行い、施策の充実や見直しについて協議し、本計画の円滑な推進に努めます。

(2) 市民や関係機関・団体との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者関係団体をはじめ、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会・町内会、企業、障害福祉サービス事業者、保健・医療・教育機関など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体等と相互に連携を図るとともに、市民への啓発活動を積極的に進めることにより、計画の着実な推進に取り組みます。

また、志太榛原圏域地域自立支援推進会議等を通じて、近隣市町との連携や情報共有を行い、本市だけでは解決できない課題等の検討を行うとともに、広域的な障害者施策を展開していきます。

(3) 計画の進行管理

各年度において、PDCA サイクルシステムにより、障害福祉サービス見込量等の達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策等を施策に反映していきます。

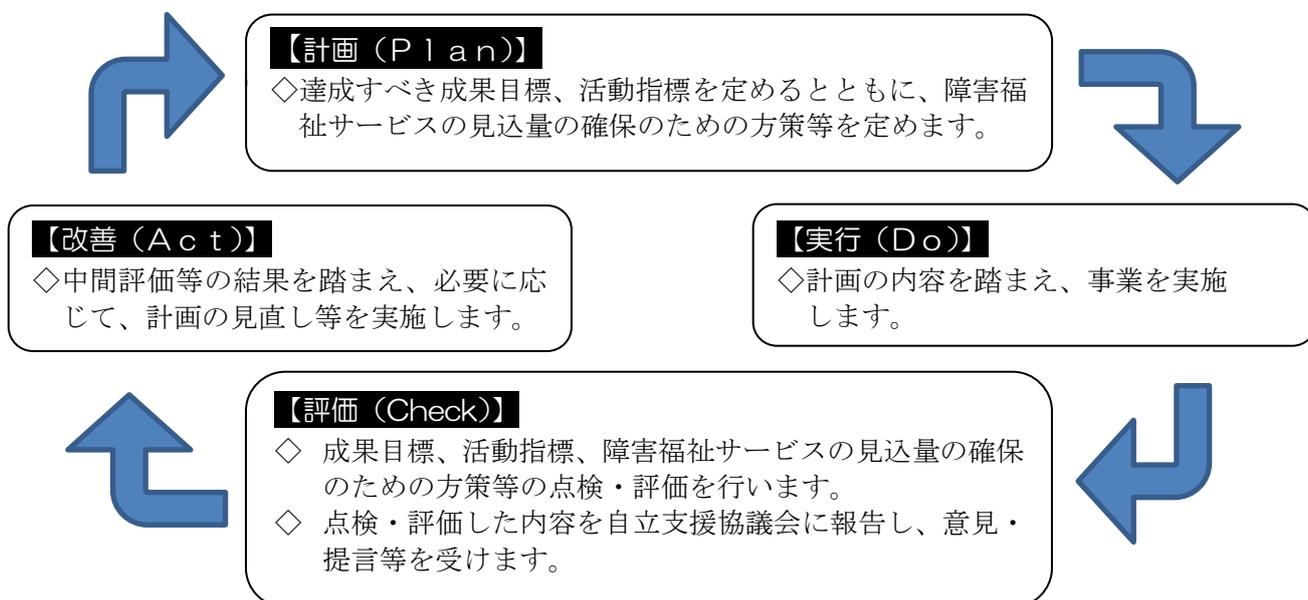
①点検及び評価の対象

- ・成果目標（令和8年度を目標年度とする障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標）の各事業の数値目標の達成状況の確認及び評価
- ・活動指標（成果目標を達成するために必要なサービス量）の各事業の障害福祉サービス見込み量等の進捗状況の確認及び評価

②点検及び評価結果の反映

- ・本計画の進捗状況について、自立支援協議会に報告し、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、必要な施策に反映するなど着実な進行管理を図ります。

■PDCAサイクルシステムのイメージ



第2章 基本方針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、第6次藤の里障害者プランの基本理念に基づき、本計画においては、次の7つを基本方針として掲げ、その推進を図ります。

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が、自立し、自らの望む暮らしを実現するためには、本人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるように、市を実施主体の基本とします。

障害のある人の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害等を含む。）及び難病患者等とし、障害種別にかかわらず、障害福祉サービスの充実を図り、障害のある人への情報提供により、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の機能の充実、NPO法人等による援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所施設等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。例えば障害が重度化・高齢化する中、地域生活を希望する人に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、5つの機能（①地域生活への移行、②親元からの自立等に係る相談、③一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、④緊急時の受入対応体制の確保、⑤人材の確保・養成・連携等による専門性の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり）が求められており、今後、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化します。

また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、

就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した

支援を行います。

さらに、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

＜藤枝市が目指す整備体制（イメージ）＞



4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、共生社会推進地区事業を活用し地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

5 障害のあるこどもの健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害のあるこども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のあるこどもの健やかな育成を支援します。このため、障害のあるこども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質

の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害のあるこどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、途切れの無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害のあるこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のあるこども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。そのためには、基幹相談支援センターによる相談支援の専門性を高めるための研修の実施、自立支援協議会や障害福祉サービス事業所連絡会を活用した多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

7 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえて支援します。

特に、障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、各々の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律を踏まえ、視覚障害のある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害のある人によるICT活用等の促進を図ります。

第3章 提供体制の確保に関する基本的事項

1 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

(2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

自立した日常生活や社会生活ができるよう、適切な障害福祉サービスを保障します。生活介護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の事業所の充実を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等を推進し、入所等から地域生活への移行を進めます。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害のある人や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害のある人であっても、地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう適切に福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等により常時の支援体制を確保します。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害のある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、それらの機能を集約し、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を、県精神保健福祉センターや中部健康福祉センターと連携して行います。

2 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

障害のある人、とりわけ、重度の障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。そのため相談支援事業者等により、障害のある人及びその家族が抱える複合的な課題の把握や、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携がなされるよう、その支援の質の向上の機会を確保します。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持します。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。このため、福祉に関する各般の問題について障害のある人からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保します。これらの取組を効果的に進めるため、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用します。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めて検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障害のある人の数を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障害者等に対する支援

発達障害のある人等の早期発見・早期支援には、発達障害のある人等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害のある人等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

(4) 自立支援協議会の活性化

令和4年の障害者総合支援法改正により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害のある人の支援体制の整備の取組みを着実に進めていくため、令和6年4月から自立支援協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなりました。これを受け、自立支援協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組みの活性化を図ります。例えば、医療を必要とする人が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害のある人等の実態把握、障害のある人の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行います。

また、各部会の活動に当事者が参画することにより、本市の支援体制の整備の取り組みの活性化を図ります。

3 障害福祉サービスの円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 障害のある人に対する虐待の防止

虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害のある人及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めています。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障害のある人の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、引き続き、他市町と連携し、広域的な対応を含め、一時保護に必要な居室の確保に努めます。

(3) 権利擁護の取組

成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用促進に努めます。また、これらの取組を行うに当たっては令和3年度に策定される第5次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画内に定める成年後見制度利用促進基本計画との整合性を保ちます。

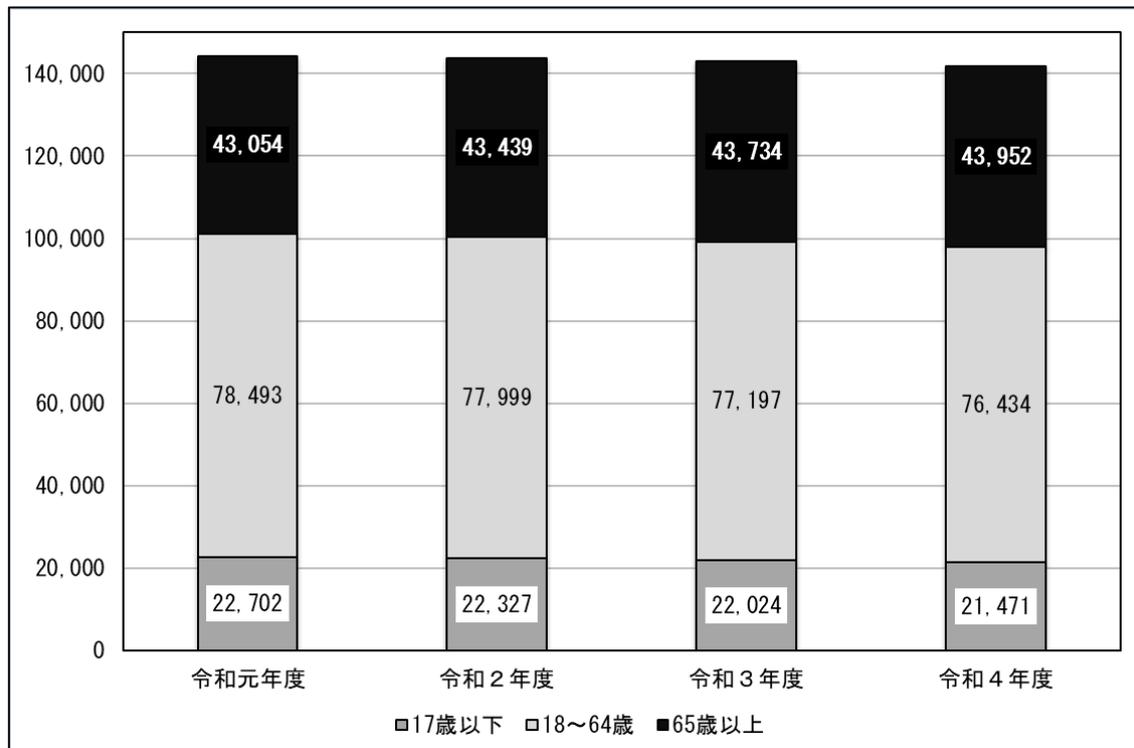
第4章 障害のある人を取り巻く環境

1 人口の状況

本市の総人口は、令和4年度時点で141,857人となっており、令和元年度と比べて、2,392人減少しています。各年代における人口の推移をみると、65歳以上の人口が、総人口に占める割合は、年々上昇しており、また、17歳以下の人口が徐々に減少していることから、本市においても、少子高齢化が進行しています。

■総人口の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	22,702	22,327	22,024	21,471
18～64歳	78,493	77,999	77,197	76,434
65歳以上	43,054	43,439	43,734	43,952
総人口	144,249	143,765	142,955	141,857



2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳等所持者数

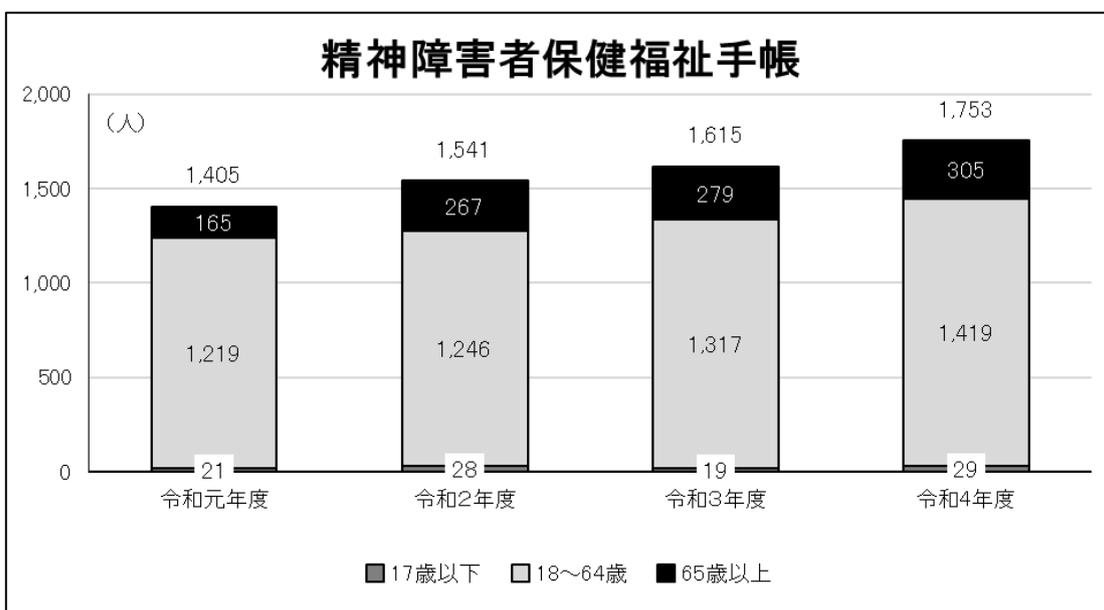
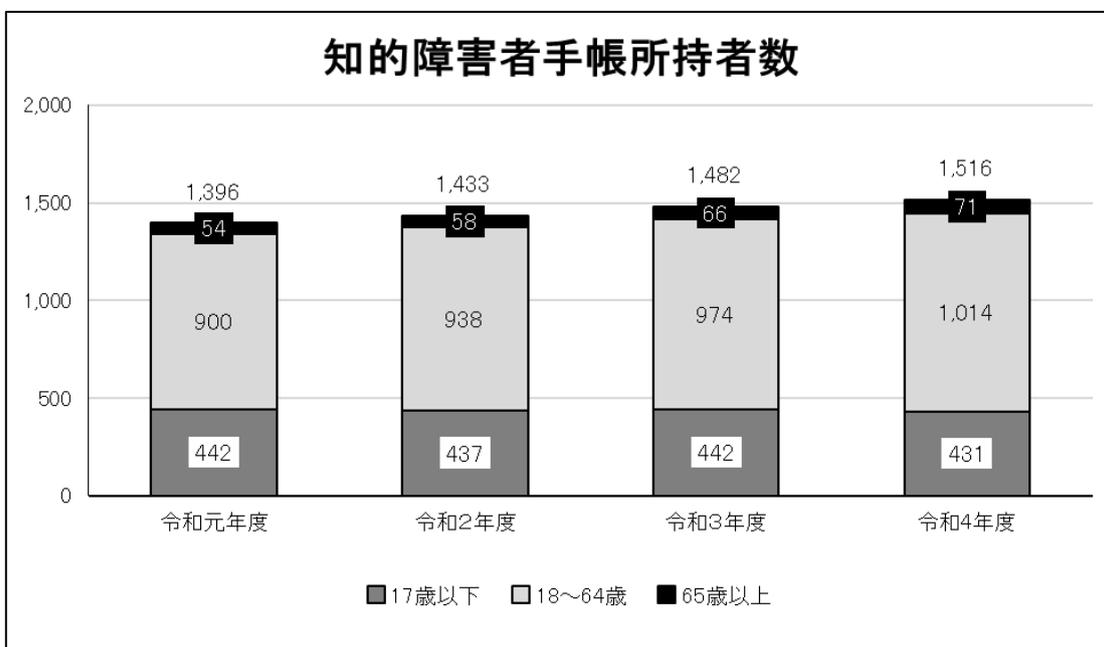
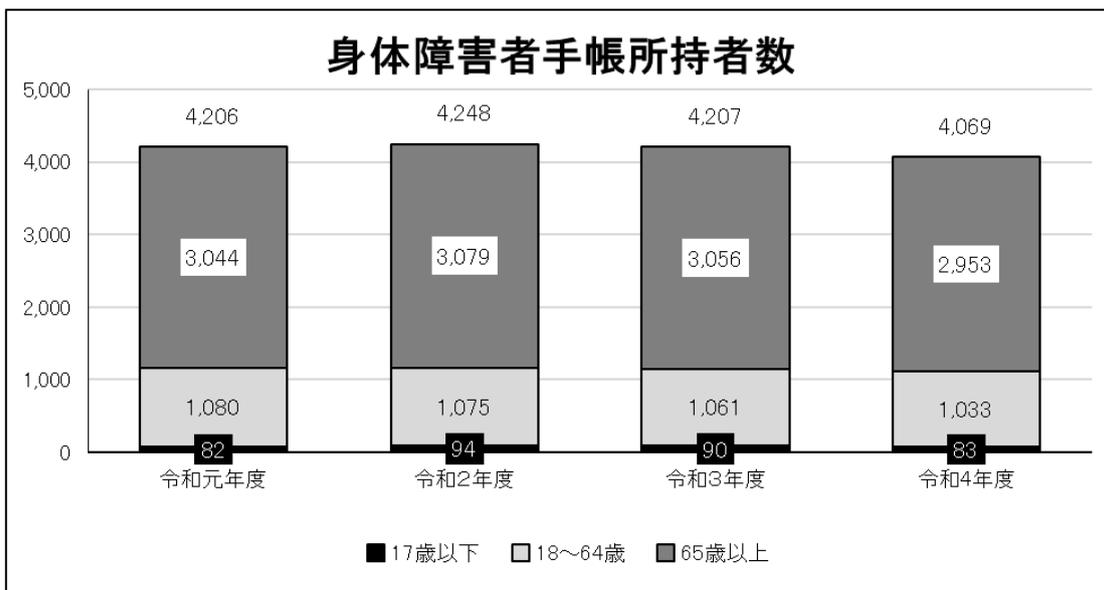
本市の3障害の手帳所持者数は、令和4年度では、合計で7,338人となっています。

手帳の種別内訳は、身体障害者手帳が4,069人、療育手帳が1,516人、精神障害者保健福祉手帳が1,753人となっています。

令和4年度において、身体障害者手帳を所持する人は令和元年度と比べて約3.3%の減であるのに対し、療育手帳を所持する人は約8.6%増、精神障害者保健福祉手帳を所持する人は約24.8%増と、各年においても堅調な増加を示しています。特に、令和元年度には精神障害者保健福祉手帳所持者が療育手帳所持者を上回り、精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが見られています。

■障害手帳所持者の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	4,206	4,248	4,207	4,069
療育手帳	1,396	1,433	1,482	1,516
精神障害者 保健福祉手帳	1,405	1,541	1,615	1,753
総計	6,692	7,222	7,304	7,338



(2) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスのうち、介護給付サービスを利用する際には、障害支援区分の認定が必要になります。障害支援区分は、区分1～6にわかれています。

障害支援区分のうち、総計数字を比較すると、区分1の人が少なく、区分6の人が一番多く、次点で区分4の方が多く結果となっています。障害種別ごと比較すると、身体障害では、区分6、知的障害では、区分4～5、精神障害では、区分2が多くなっています。

■障害者総合支援法の区分認定状況（令和5年3月末現在）

区分	支援の必要度							合計
	低い						高い	
	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体	119	5	7	16	23	29	86	285
知的	519	6	31	66	112	83	110	927
精神	317	4	49	28	9	4	1	412
総計	955	15	87	110	144	116	197	1,624

(3) 障害福祉サービスの状況等

令和4年度の支給決定者数の年齢別分類は、次のとおりとなります。

特に、児童を除き、18～29歳の区分割合が高くなっています。

（65歳以上は、原則、介護保険制度に移行することになります。）

また、障害者総合支援法による障害福祉サービス利用条件、支給決定者数、実利用者数は、次のとおりとなっています。

特に、生活介護、就労継続支援（B型）を利用する人数が多くなっています。

■年齢別の障害福祉サービスの支給決定者数（令和5年3月末現在）

区分	児童	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	総計
令和4年度	505	261	224	224	226	104	80	1,624
令和元年度	432	200	163	191	138	62	58	1,244

■障害者総合支援法の障害福祉サービス利用条件

障害福祉サービス名	対象区分
居宅介護	区分1以上（通院等介助は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（ほかに条件あり）
同行援護	必要なし（ほかに条件あり）
行動援護	区分3以上（ほかに調査項目あり）
重度障害者等包括支援	区分6（ほかに条件あり）
生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
療養介護	区分5以上（ほかに条件あり）
短期入所	区分1以上
施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
共同生活援助（グループホーム）	必要なし（身体介護が必要な場合は区分2以上）

■障害者総合支援法の障害福祉サービス利用状況（令和4年度現在）

障害福祉サービス利用種別	支給決定者数	利用者数
訪問系サービス		
居宅介護	169	141
重度訪問介護	4	3
同行援護	21	19
行動援護	3	3
重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス		
生活介護	333	321
自立訓練（機能訓練）	2	2
自立訓練（生活訓練）	4	4
就労移行支援	32	19
就労継続支援（A型）	128	101
就労継続支援（B型）	390	351
就労定着支援	12	12
療養介護	16	15
短期入所	151	98
居住系サービス		
共同生活援助	135	123
施設入所支援	100	100
自立生活援助	0	0

(4) 障害児通所支援サービスの利用状況

令和4年度現在の児童福祉法における障害児通所支援サービスの種類別の支給決定者と実利用者数は、次のとおりです。

■障害児通所支援サービスの利用状況（令和4年度現在）

サービス種類	支給決定者数	実利用者数
児童発達支援	185	183
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	330	304
保育所等訪問支援	58	16
居宅訪問型児童発達支援	0	0

第5章 第7期障害福祉計画 成果目標

1 令和8年度の目標値等の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度時点の福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」）のうち、今後、地域の中で自分らしく生活することを希望する人がその生活を実現できるよう、希望する自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

なお、数値目標は、国の基本指針を踏まえ、基準値に基づいた目標値です。

【数値目標】

- ①令和8年度末時点の施設入所者について、令和4年度時点の施設入所者から5人以上減少することをめざします。(5.0%減)
- ②令和4年度時点の施設入所者のうち、令和8年度までに、地域へ移行する人数を5人以上とします。(移行率6.0%)

①施設入所者の削減把握

項目	数値	備考
(基準年度) 令和4年度時点の入所者数	100人	
(目標数値) 令和8年度時点の入所者数	95人	
(目標値) 削減数	5人以上 (5.0%)	施設入所者減少をめざす人数 (削減率)

【国の基本指針】(参考)

- ・令和4年度時点における施設入所者数を令和8年度時点において5.0%以上削減。

②地域生活への移行者数

項目	数値	備考
(目標値) 地域生活への移行者数	5人以上 (5.0%)	施設からグループホーム等への 地域移行をめざす人数 (移行率) (計画期間内累計)

【国の方針】(参考)

- ・令和4年度時点における施設入所者の5%以上が令和8年度までに地域生活へ移行。

【目標達成のための方策】

- 地域で暮らしていける体制づくりを進めるため、計画期間内に、グループホームについて、定員増等の整備を行います。また日中サービス支援型共同生活援助事業所の整備を推進します。
- 地域への移行を積極的に推進するため、地域移行・地域定着支援事業を有効に活用し、相談支援専門員等と連携し、施設に対して、積極的に地域移行するよう働きかけます。

(2) 地域生活支援の充実

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験・機会の場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくり等）を面的に整備した拠点を整備するとともに、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討します。

また、令和8年度までに強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

項目	数値
機能の充実に向けた支援の実績を踏まえた検証及び検討	年1回以上

【国の方針】(参考)

- ・令和8年度までに、各市町において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ・令和8年度までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町及び又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

【目標達成のための方策】

- 地域生活支援拠点の機能充実に向けて、市内法人の既存事業所の活用により、支援する5つの機能をさらに強化できるよう働きかけます。
また、圏域とも連携し、今ある社会資源について、圏域内の事業所等が分担して機能を担う体制の構築も検討します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に、一般就労に移行する者の目標値を次のとおり設定します。

なお、数値目標は、国の基本指針を踏まえ、基準値に基づいた目標値として、令和4年度の一般就労への移行実績の1.28倍（国指針）以上とします。

【数値目標】

- ・令和8年度までに福祉施設から一般就労への移行者数を **16人以上**とします。

項目	数値	備考
(基準値) 令和4年度時点の一般就労への移行者数	11人	
(目標値) 令和8年度時点の一般就労への移行者数	11人以上 (100%)	福祉施設から一般就労への移行者数 (令和4年度対比)

【国の方針】(参考)

- ・福祉施設から一般就労への移行者を令和8年度までに、令和2年度実績の1.28倍以上。

②就労移行支援から一般就労への移行者数

令和8年度時点における福祉施設利用者のうち、就労移行支援から一般就労への移行者数の目標値を次のとおり設定します。

なお、数値目標は、国の基本指針を踏まえ、基準値に基づいた目標値として、令和8年度までに、令和4年度実績の1.31倍以上とします。

【数値目標】

- ・令和8年度までに就労移行支援から一般就労への移行者数を **6人以上**とします。

項目	数値	備考
(基準値) 令和4年度時点の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	4人	
(目標値) 令和8年度時点の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	6人以上 (150%)	就労移行支援事業所から一般就労への移行者数 (令和5年3月末対比)

【国の方針】(参考)

- ・就労移行支援から一般就労への移行者を、令和8年度までに、令和2年度実績の1.31倍以上。

③就労継続支援A型から一般就労への移行者数

令和8年度時点における福祉施設利用者のうち、就労継続支援A型から一般就労への移行者数の目標値を次のとおり設定します。

なお、数値目標は、国の基本指針を踏まえ、基準値に基づいた目標値として、令和8年度までに、令和4年度実績の1.29倍以上とします。

【数値目標】

- ・令和8年度までに就労継続支援A型から一般就労への移行者数を8人以上とします。

項目	数値	備考
(基準値) 令和4年度時点の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	6人	
(目標値) 令和8年度時点の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	8人以上 (133%)	就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数 (令和4年度対比)

【国の方針】(参考)

- ・就労継続支援A型から一般就労への移行者を、令和8年度までに、令和2年度実績の1.29倍以上。

④就労継続支援B型から一般就労への移行者数

令和8年度時点における福祉施設利用者のうち、就労継続支援B型から一般就労への移行者数の目標値を次のとおり設定します。

なお、数値目標は、国の基本指針を踏まえ、基準値に基づいた目標値として、令和8年度までに、令和4年度実績の1.28倍以上とします。

【数値目標】

- ・令和8年度までに就労継続支援B型から一般就労への移行者数を2人以上とします。

項目	数値	備考
(基準値) 令和4年度時点の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	1人	
(目標値) 令和8年度時点の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	2人以上 (200%)	就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数 (令和4年度対比)

【国の方針】(参考)

- ・就労継続支援B型から一般就労への移行者を、令和8年度までに、令和2年度実績の1.28倍以上。

⑤就労定着支援の利用率

令和8年度時点において、就労移行支援等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援の利用率の目標値を次の通り設定します。

なお、数値目標は、国の基本指針を踏まえ、基準値に基づいた目標値として、令和8年度までに、1.2以上が利用とします。

【数値目標】

- ・令和8年度における一般就労移行者のうち、就労定着支援を利用する者が1.2人以上とします。

項目	数値
(基準値) 令和4年時点の一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する利用者数	1.1人
(目標値) 令和8年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する利用者数	1.2人以上

【国の方針】（参考）

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者を令和8年度までに、令和2年度3月度実績の1.41倍以上。

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

令和8年度時点において、就労定着支援事業所における就労定着率の目標値を次の通り設定します。

なお、数値目標は、国の基本指針を踏まえ、基準値に基づいた目標値として、令和8年度時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

【数値目標】

令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。

項目	数値
（目標値） 令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	2割5分以上

【国の方針】（参考）

- ・令和8年度における就労定着支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上。

【目標達成のための方策】

- 雇用率向上のため、企業訪問を行い、障害のある人への理解を深めます。
- 積極的に一般就労への移行に取り組んでいただくよう、市内の就労移行支援事業所には、藤枝市地域自立支援協議会を通じて、上記の数値目標を周知します。
- 一般就労に移行した障害のある人が、安定した就労生活を継続できるようにするため、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所と積極的に情報共有します。
- 障害者雇用啓発セミナー等の障害者雇用に対する啓発事業を行います。
- 障害のある人の職場定着を支援するため、企業等で障害者雇用に関わっている人、障害者就労支援施設等で就労支援を担当している人に対し、県が育成するジョブコーチの養成研修や県ジョブコーチ派遣事業等の情報について、障害者雇用に関わる企業等に通知するとともに、本市ホームページ等への掲載を行い、情報提供します。
- 就労定着支援事業について、自立支援協議会を通じて、利用者のニーズ調査を行い、障害福祉サービス事業所等に対し、事業実施について働きかけます。
- 農福連携事業を通じ、農業者に対し障害者雇用の有効性を理解してもらうとともに、障害者への就労先確保等の支援を行います。
- 市内テレワークオフィスと連携し、障害者の一般就労に向けたサポートを行います。

(4) 相談体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

項目	設置
令和8年度までに、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援を強化する体制の確保	実施

【国の基本指針】(参考)

- ・令和8年度までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割も担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保。

【目標達成のための方策】

- 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう、研修等により基幹相談支援センターの質の向上を目指します。
- 基幹相談支援センターの安定的な体制の維持のため、法人等の積極的な対話により情報共有します。

(5) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

① 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和8年度までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

項目	目標
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の体制構築	実施

【国の基本指針】(参考)

- ・令和8年度までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築。

【目標達成のための方策】

- 市職員は県の実施する研修に参加することにより、障害福祉サービス等を理解し、その利用状況について把握・検証します。
- 自立支援審査支払等システムを活用し、適正な審査・請求を通じて、事業所の運営を支援します。

第6章 第7期障害福祉計画 活動指標

1 障害福祉サービスの必要な見込み及び見込量確保のための方策

障害福祉サービスは、個々の障害のある人の障害の種類や程度、勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。（18歳未満の児童でも、障害福祉サービスを受けることが可能な場合があります。）

「自立支援給付」には、「介護給付」、「訓練等給付」があり、原則として、障害福祉サービスを受けるために障害支援区分の認定が必要である等、障害福祉サービスを利用するための手続きが異なります。

本計画では、「自立支援給付」を、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3つに分類し、それぞれの障害福祉サービスに必要な見込み及び見込量確保のための方策を示します。

■自立支援給付の種類

区分	障害福祉サービス名	訪問系	日中活動系	居住系
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	●		
	重度訪問介護	●		
	同行援護	●		
	行動援護	●		
	重度障害者等包括支援	●		
	生活介護		●	
	療養介護		●	
	短期入所（ショートステイ）		●	
	施設入所支援			●
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）		●	
	就労選択支援 ※新		●	
	就労移行支援		●	
	就労継続支援（A型・B型）		●	
	就労定着支援		●	
	自立生活援助			●
	共同生活援助（グループホーム）			●

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

①居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

【主な対象者】 障害支援区分が区分1以上の人

②重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【主な対象者】・ 障害支援区分が区分4以上であって、二肢以上に麻痺があり、かつ、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外の人
・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時において同行し移動に必要な情報を提供するとともに、その他外出する際の必要な援助を行います。

【主な対象者】・ 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視覚障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって常時介護を要するものにつき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事の介護等行動する際の必要な援助を行います。

【主な対象者】 障害支援区分が区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

【主な対象者】 障害支援区分が区分6に該当し、常時寝たきりで、人工呼吸による呼吸管理等を行っている人

ア. 訪問系サービスのサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	利用者数 （人/月）	134	141	132	135	140	145
	サービス利用量 （時間/月）	1,653	1,676	1,588	1,625	1,685	1,745
重度訪問 介護	利用者数 （人/月）	3	3	4	4	4	4
	サービス利用量 （時間/月）	1,468	1,127	1,460	1,460	1,460	1,460
同行援護	利用者数 （人/月）	14	19	19	19	18	18
	サービス利用量 （時間/月）	194	196	195	200	190	190
行動援護	利用者数 （人/月）	3	3	1	2	4	5
	サービス利用量 （時間/月）	18	13	6	12	24	30
重度障害 者等包括 支援生活 介護	利用者数 （人/月）	0	0	0	0	0	0
	サービス利用量 （時間/月）	0	0	0	0	0	0
訪問系 サービス 合計	利用者数 （人/月）	154	166	156	160	166	172
	サービス利用量 （時間/月）	3,333	3,012	3,249	3,297	3,359	3,425

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値
 ※利用者数は実利用者数、利用量は整数（小数点以下四捨五入）

イ. 見込量確保のための方策

- 障害のある人のニーズに適合し、利用者満足度が高い障害福祉サービスを提供するよう、事業所等へ働きかけます。
- 専門的なスキルや知識が必要とされる「同行援護」、「行動援護」、「重度訪問介護」について、従事者を拡充するため、事業所等に対し、研修等について積極的に情報提供し、受講を支援します。
- 介護保険サービスとの併用については、障害のある人の特性に応じて、適正な利用を推進します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着、療養介護、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に、昼間に、入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

【主な対象者】 障害支援区分が区分3以上の人

(50歳以上については障害支援区分が区分2以上の人)

ア. 生活介護のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	利用者数 (人/月)	317	321	326	326	327	328
	利用者数の内、強度行動障害を有する者の数	11	11	11	11	11	12
	利用者数の内、高次脳機能障害を有する者の数	0	0	0	1	1	2
	利用者数の内、医療的ケアを必要とする者の数	10	10	9	10	11	12
	サービス利用量 (日/月)	6,174	6,192	6,536	6,410	6,430	6,450

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 適切な障害福祉サービスを提供するため、計画期間内の定員増や施設整備を支援します。
- 60歳をこえる利用者について、相談支援専門員と介護支援専門員等と早期の連携を行い、介護施設体験の実施を含め、スムーズに介護保険サービスに移行するよう支援します。
- 障害者の高齢化に対応できるよう、「共生型サービス」を導入する事業所について支援します。

②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション等、身体機能や生活能力向上のために必要なサービスを提供しています。

【主な対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害のある人（障害支援区分なし）

ア. 自立訓練（機能訓練）サービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立訓練 （機能訓練）	利用者数 （人/月）	1	2	1	1	1	2
	サービス利用量 （日/月）	23	46	23	23	23	46

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○機能訓練を必要とする障害のある人が、適切に障害福祉サービスを受けることができるよう、積極的に周知します。

③自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供するサービスです。

【主な対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害のある人（障害支援区分なし）

ア. 自立訓練（生活訓練）サービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立訓練 （生活訓練）	利用者数 （人/月）	3	4	4	4	3	3
	サービス利用量 （日/月）	65	57	53	55	48	48

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○地域生活への移行を進めるため、計画相談支援におけるモニタリングやアセスメントを通じて、自立訓練の必要な人には、その利用を促します。

④就労選択支援

障害のある人の希望や能力に合う就労を支援し、障害のある人と支援者側が共に整理・評価（就労アセスメント）することにより、適切な一般就労や就労系障害福祉事業所に繋げます。

【主な対象者】 就労を希望する 65 歳未満の障害のある人（障害支援区分なし）

区 分		第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労選択 支 援	利用者数 （人/月）					20	20
	サービス利用量 （日/月）						

⑤就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【主な対象者】 就労を希望する 65 歳未満の障害のある人（障害支援区分なし）

ア. 就労移行支援のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労移行 支 援	利用者数 （人/月）	13	19	18	17	18	19
	サービス利用量 （日/月）	260	369	335	323	342	361

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 障害のある人の特性にマッチングした障害福祉サービスを提供するよう、相談支援専門員と連携します。
- 障害のある人の一般就労率を向上させるため、新規開設や利用率向上の定員増について、事業所等へ積極的に働きかけます。

⑥就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、利用者と事業所が雇用契約を結ぶことによる就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

【主な対象者】 企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人（障害支援区分なし）

ア. 就労継続支援（A型）のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労継続 支 援 （A型）	利用者数 （人/月）	84	101	104	105	107	109
	サービス利用量 （日/月）	1,691	1,982	2,045	2,100	2,140	2,180

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 障害のある人の自立を推進するため、新規開設等による基盤整備を支援します。
- 既存事業所の利用率を向上させるため、障害のある人に対し適切な障害福祉サービス提供するよう、相談支援事業所と連携します。

⑦就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、就労していたが心身の状態等により継続して雇用されることが困難となった方や、就労に至らなかった人に対し、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【主な対象者】 就労移行支援を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や、所定の年齢に達している人であって、福祉的就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人（障害支援区分なし）

ア. 就労継続支援（B型）のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労継続 支 援 （B型）	利用者数 （人/月）	336	351	360	365	370	375
	サービス利用量 （日/月）	6,228	6,572	6,412	6,570	6,660	6,750

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 就労移行支援事業所でのアセスメントがスムーズに行われるよう調整します。
- 特別支援学校卒業等による新たなニーズに対応するため、計画期間内の定員増や施設整備を支援します。
- 利用量の確保に努める中で、福祉施設からの一般就労を推進するため、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労定着支援との事業間のバランスを調整します。

⑧就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【主な対象者】一般就労へ移行した障害のある人

ア. 就労定着支援のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労定着支援	利用者数 （人/月）	15	12	12	13	14	16

※利用者数は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 就労定着する人の割合を増加させるため、自立支援協議会を通じて、利用者のニーズ調査を行い、障害福祉サービス事業所等に対し、事業実施について働きかけます。
- 障害のある人が就労した後、職場等において求められるコミュニケーションが円滑にできるよう、就労定着支援を実施する事業所と連携します。

（3）療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活支援を行います。

【主な対象者】病院等への長期入院による医療ケアに加え、常時介護を必要とする人

- ・人工呼吸器の利用者は障害支援区分が区分6以上の人
- ・筋ジストロフィー患者や重症心身障害者は区分5以上の人

ア. 療養介護のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
療養介護	利用者数 （人/月）	15	15	16	16	16	17

※利用者数は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○希望者のスムーズな利用ができるよう、市外事業所の利用状況等を調査し、広域的な対応等により、必要な障害福祉サービスの提供を行います。

(4) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気及びその他の理由により、短期間の施設入所を必要とする場合、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【主な対象者】障害支援区分が区分1以上の人

◇短期入所（福祉型）

ア. 短期入所（福祉型）のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所 福祉型	利用者数 （人/月）	80	99	104	109	114	120
	利用者数の内、強度行動障害を有する者の数	2	2	2	2	2	3
	利用者数の内、高次脳機能障害を有する者の数	0	0	0	1	1	2
	利用者数の内、医療的ケアを必要とする者の数	16	16	14	15	15	17
	サービス利用量 （日/月）	375	483	493	518	543	573

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○精神障害に特化した事業所が不足していることに対応するため、計画期間内の定員増や施設整備を支援します。

○整備された施設が円滑に利用されるよう、相談支援専門員と連携します。

◇短期入所（医療型）

主に重症心身障害者を対象とした短期入所サービスです。医療的ケアが必要な人の受け入れも行います。

ア. 短期入所（医療型）のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所 医療型	利用者数 （人/月）	2	2	2	3	4	5
	利用者数の内、強度行動障害を有する者の数	0	0	0	0	0	0
	利用者数の内、高次脳機能障害を有する者の数	0	0	0	0	0	0
	利用者数の内、医療的ケアを必要とする者の数	0	2	2	3	4	5
	サービス利用量 （日/月）	6	5	6	9	12	15

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 利用希望者のスムーズな利用ができるよう、広域的な対応を含め、必要な障害福祉サービスの提供を行います。
- 家族のレスパイトケアを推進するため、事業所及び医療機関に対し、新規開設や定員増について検討してもらうよう働きかけます。

（5）居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援があります。

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する障害のある人について、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

【主な対象者】 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人。

ア. 自立生活援助のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活 援 助	利用者数 （人/月）	2 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)

※利用者数は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

※表のカッコ内数は精神障害者の数

イ. 見込量確保のための方策

- 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援を行うため、計画相談事業所や医療機関と積極的に情報共有します。
- 近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を支援します。
- 自立支援協議会を通じて、利用者のニーズ調査を行い、障害福祉サービス事業所等に対し、事業実施について働きかけます。

②共同生活援助（グループホーム）

地域で生活を営む人に、相談や日常生活上の援助を行います。また、介護の必要性が認定されている人には、入浴・排せつ・食事の介護を行います。

【主な対象者】 障害のある人

ア. 共同生活援助（グループホーム）のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
共同生活 援 助	利用者数 （人/月）	110 (32)	123 (38)	133 (42)	135 (42)	136 (44)	138 (46)
	利用者数の内、強度行動障害を有する者の数	9	9	9	9	9	10
	利用者数の内、高次脳機能障害を有する者の数	0	0	1	1	1	1
	利用者数の内、医療的ケアを必要とする者の数	1	1	1	3	4	5
	うち日中サービス 利用型（人/月）	20 (6)	31 (8)	40 (10)	42 (12)	43 (13)	44 (14)

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

※表のカッコ内数は精神障害者の数

イ. 見込量確保のための方策

- 福祉施設入所者が地域移行するためや、病院に入院していた障害のある人が退院する際の受け皿、または、自立した生活を目指すための訓練等、将来的な生活を支えていくため、障害の程度に関わらず、安心して地域で生活できるよう施設整備を支援します。

③施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

【主な対象者】 障害支援区分が区分4以上の人

(50歳以上の人の場合は障害支援区分が区分3以上の人)

ア. 施設入所支援のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
施設入所 支 援	利用者数 (人/月)	102	100	100	98	96	95

※利用者数は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 施設に入所等をしている障害のある人の地域への移行を推進するため、相談支援専門員や、本人・家族・ボランティア団体・地域と連携し、地域で自立した生活を送ることができる体制づくりを進めます。

（6）相談支援

障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、サービス等利用計画を作成し、その後、定期的に、計画の見直しを実施しています。

事業名	内 容
計画相談支援	サービス利用支援（サービス等利用計画の作成） 障害福祉サービスの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス利用支援（モニタリング） 支給決定されたサービス等の利用状況の確認や利用者の意思確認を行い、必要に応じて、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、更生施設等を退所する障害のある人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
	地域定着支援 居宅において、単身で生活している障害のある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

ア. 相談支援のサービス見込量

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	利用者数 (人)	967	1,033	1,036	1,040	1,060	1,080
地域移行支援	利用者数 (人)	2 (2)	3 (2)	3 (0)	4 (2)	5 (3)	6 (4)
地域定着支援	利用者数 (人)	7 (7)	6 (6)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	5 (5)

※利用者数は当該年度の年間実利用者数

※表のカッコ内数は精神障害者の数

イ. 見込量確保のための方策

- 相談支援体制を強化するため、相談事業所等の関係機関と連携し、役割を共有します。
- 本市には、現在、特定相談支援事業所が9事業所あり、障害福祉サービスを利用する方全員が、特定相談支援事業所を利用し、サービス等利用計画を作成しています。今後、精神障害者を中心に増加する見込みの利用者ニーズに対応するため、事業所数・相談支援専門員数についてさらに充実させ、また、サービス等利用計画の質の向上を図ります。
- 障害のある人の高齢化に伴う介護保険制度への円滑な移行や、高齢者と障害のある子で構成される世帯への支援等について、高齢者部門と連携した支援を行うとともに、相談支援事業所と安心すこやかセンター等の協力関係を基調とした支援体制が構築できるよう、研修会等を開催し、その支援の質の向上と関係構築の機会を確保します。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

①基幹相談支援センターの設置の有無

ア. 基幹相談支援センターの設置の有無について

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置		実施	実施	実施	実施	実施	実施
主任相談支援専門員の配置数					0	0	1

イ. 見込量確保のための方策

- 基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施します。

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

ア. 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言件数	17	16	18	18	18	18

イ. 見込量確保のための方策

○基幹相談支援センターを中心に、専門的な指導・助言を行います。

③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数

ア. 地域の相談支援事業所の人材育成のために行う支援件数について

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターによる支援件数	5	5	2	2	2	2

イ. 見込量確保のための方策

○基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会を活用して、人材育成を行います。

④地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数

ア. 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数について

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターによる実施回数	4	4	4	4	4	4

イ. 見込量確保のための方策

○基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会を活用して、連携強化を行います。

⑤基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

ア. 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数について

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
個別事例の支援内容の検証の実施回数				1	1	1

イ. 見込量確保のための方策

○基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会を活用して、個別事例の支援内容の検証を行います。

（ 8 ） 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等について、令和 8 年度までに、1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実を図ります。

①地域生活支援拠点等の確保

ア. 地域生活支援拠点等の確保について

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の確保	実施	実施	実施	実施	実施	実施

イ. 見込量確保のための方策

○地域自立支援協議会を通じて、地域生活支援拠点等の充実を協議し、各法人・事業所における地域での役割を共有します。

②地域生活支援拠点等に係る検証・検討

ア. 地域生活支援拠点等に係る検証・検討について

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
コーディネーターの配置人数			3	3	3	3
地域生活支援拠点等に係る検証・検討の場	F 生活（くらし）ネット部会			F 生活（くらし）ネット部会		
上記検証及び検討の年間実施回数	2	3	3	3	3	3

イ. 見込量確保のための方策

○地域自立支援協議会を通じて、地域生活支援拠点等の充実を協議し、各法人・事業所における地域での役割を共有します。

○拠点等が確保する機能を充実させ、拡充の必要のある機能は整備に努めます。

(9) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

ア. 発達障害者等に対する支援について

区 分	第6期（実績・見込）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	39	19	18	18	18	18
ペアレントメンターの人数 ※	0	3	4	4	4	4
ピアサポートの活動への参加人数	0	7	12	16	16	16

イ. 見込量確保のための方策

○自立支援協議会・志太榛原地域自立支援推進会議を活用し、こども発達支援センターと協力しながら支援体制を確保します。

○※ふじのくに発達ペアレントメンター養成研修を修了し、認定された市内在住人数

(10) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

精神障害のある人が、住みなれた地域を拠点として充実した生活をし、また、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、高齢者だけでなく、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざす新たな基本理念を踏まえ、協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場の充実を目標とします。

ア. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

項目	設置
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置	実施

イ. 見込量確保のための方策

○協議の場の設置に向けて検討するため、自立支援協議会を活用し、さらに県、志太榛原地域自立支援推進会議「地域移行・地域定着支援専門部会」、他市町と情報交換します。

②市における協議の場における活動

ア. 市における協議の場における活動について

第7期の活動指標		R6	R7	R8
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数		3	3	3
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数		3	3	3
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	保健	1	1	1
	医療（精神科）	1	1	1
	医療（精神科以外）			
	福祉	1	1	1
	介護			
	当事者	1	1	1
	家族	1	1	1

イ. 見込量確保のための方策

○自立支援協議会を活用し、さらに県、志太榛原地域自立支援推進会議「地域移行・地域定着支援専門部会」、他市町と情報交換により、協議の場の充実を図ります。

(11) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析し、事業所や関係自治体等と結果を共有・活用することにより、サービスの質の向上に取り組みます。

①県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数

ア. 県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数について

第6期の活動指標	R6	R7	R8
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1	1	1
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	3	3	3
市町職員への周知、意識付け、配慮等の取組の具体	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員対象の研修及び視察(初任者研修、区分認定調査員研修、虐待防止研修、市内事業所視察) ・県主催の事業所集団指導の聴講 ・困難ケースの支給決定協議 ・サービス担当者会議への参加 ・事務処理要領の理解・共有 ・市内事業所対象の事業所連絡会の企画運営 		

イ. 見込量確保のための方策

○研修等の参加により、職員の知識向上を図り、充実した施策運営を図ります。

②システム等での審査結果分析・共有等

ア. システム等での審査結果分析・共有等について

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	体制構築済み		
上記体制の具体	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全事業所対象の事業所連絡会における審査結果分析の共有 ・サービス担当者会議での個別指導 		
上記共有を実施する回数	R6	R7	R8
	1	1	1

イ. 見込量確保のための方策

○事業所連絡会等を活用し、事業所との情報共有に努め、適切な請求・審査事務体制を構築し、適切な事業所運営を支援します。

2 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

障害のある人が持つ能力や適性に応じた自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、本市の地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図ります。

また、障害の有無に関わらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。

■本市が実施する地域生活支援事業

実施事業	
①	理解促進研修・研修啓発事業
②	自発的活動支援事業
③	相談支援事業
④	成年後見制度利用支援事業
⑤	成年後見制度法人後見支援事業
⑥	意思疎通支援事業
⑦	日常生活用具給付等事業
⑧	手話奉仕員養成研修事業
⑨	移動支援事業
⑩	地域活動支援センター
⑪	訪問入浴サービス事業
⑫	日中一時支援事業
⑬	点字・声の広報等発行事業

①理解促進研修・研修啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域において、障害のある人等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

ア. 理解促進・研修啓発事業について

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修 啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

イ. 今後の方策

- 障害のある人が、地域で暮らし、地域の一員として生活し、社会参加できる共生社会の実現のため、地域住民への啓発を行う共生社会普及啓発事業を実施します。
毎年度、推進地区を定め、地区社会福祉協議会や小中学校と連携した普及啓発事業を実施します。
- 障害者差別解消の推進を図るため、市民への普及啓発を進めます。
- 聴覚障害者への理解と、手話奉仕員養成講座への受講生を増やし、手話通訳者の養成をすることを目的とする「0からの手話教室」を開催します。

②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

ア. 自発的活動支援事業について

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自発的活動 支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

イ. 今後の方策

- 障害のある人について、地域での生活を支えるため、障害のある人それぞれのつながりや、家族間の交流活動を支援します。
- 障害のある人同士が情報共有や意見交換を行うことができるよう、ネットワーク作りを支援します。

③相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、次の4つの支援を行います。

◆障害者相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、自らが障害のある人等の相談を受け、情報提供や助言を行うだけでなく、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。

◆基幹型相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の取組み等の支援を行います。

◆住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃借住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

ア. 相談支援事業における必要量の見込み

区 分	第6期（実績・見込）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業 （箇所数）	2	2	3	3	3	3
基幹相談支援センター （設置箇所数）	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

イ. 今後の方策

- 障害のある人が、特性に応じた的確な情報提供や相談支援を受けることができるよう、市が委託している相談支援事業所と連携します。
- 質の高い相談支援を提供するため、委託相談事業所の評価を実施し、評価結果を分析することにより、事業に対する自己改善の意識と利用者の満足度向上を促します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な方で身寄りがなく、また、本人の財産等の状況から申立て費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、申立てや報酬等に関する支援を行う制度です。

ア. 成年後見制度利用支援事業における利用者数の見込み

区 分	第6期（実績・見込）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業 （人/年）	18	20	22	24	25	26

イ. 今後の方策

○障害のある人の人権擁護や、経済的虐待等の防止のため、成年後見制度について理解を深めてもらうよう、啓発を進め、周知を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を増やしていく体制を整備するとともに、法人後見の活動について支援していく制度です。

ア. 成年後見制度法人後見支援事業について

区 分		第6期（実績・見込）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

イ. 今後の方策

○今後も成年後見人等の障害者を支援する担い手が必要となるため、後見等業務を適正に行うことができる法人が増えるよう、本市の高齢者福祉部門や社会福祉協議会等と連携します。

○市民後見制度に対する啓発を進め、研修会等の情報提供を積極的に行います。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある人に対し、次の2つの支援を行います。

◆手話通訳者設置事業

聴覚障害者の日常生活に係る意思疎通の仲介などの支援を強化していきます。
また、安定したサービスを提供するために、通訳者の健診や研修等を行います。

◆手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人の日常生活や社会参加の拡大を支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を行います。

また、ボランティア団体や県聴覚障害者情報センターと連携を図るとともに、近隣市町と連絡を密に行うことにより、広域派遣を含めた制度の充実をめざします。

ア. 意思疎通支援事業における必要量の見込み

区 分	第6期（実績・見込）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者設置者数 （設置者／人）	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業利用者数（人／年）	333	481	528	535	545	550

イ. 今後の方策

- 手話通訳者及び要約筆記通訳者派遣の利用を促進するため、引き続き、聴覚障害のある人が窓口に来たときに周知を図るとともに、庁内でも積極的に利用してもらうよう周知します。
- 要約筆記者派遣の啓発活動として要約筆記のミニ講座の開催をします。
- 県内各市町の動向を把握し、手話通訳設置者の待遇改善をします。
- 個々の実情を踏まえた派遣制度への改正を検討します。
- 視覚障害のある人に向けた音声コードの普及など、障害の有無に関わらず情報取得のしやすい環境を整備します。

⑦日常生活用具給付等事業

障害のある人等に対し、日常生活や社会生活を支援するため、次の6つについて、費用の一部を助成します。

◆介護・訓練支援用具

特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベッド・カーシート

◆自立支援生活用具

入浴補助用具・便器・頭部保護帽・T字杖・棒状の杖・移動移乗支援用具・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置・視覚障害者用音声ICタグレコーダー・地震防災用具

◆在宅療具等支援用具

透析液加湿器・ネブライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・視覚障害者用体温計（音声式）・視覚障害者用体重計・視覚障害者用血圧計（音声式）・パルスオキシメーター・吸引器ネブライザー両用器

◆情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置・情報通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用活字文書読上げ装置・視覚障害者用拡大読書器・視覚障害者用時計・聴覚障害者用（印字型・映像型）通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工喉頭・点字図書・人工内耳用電池・視覚障害者用小型拡大読書器・視覚障害者用ラジオ

◆排泄管理支援用具

ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器

◆居宅生活活動動作補助用具（住宅改修）

障害のある人（児童）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

ア. 日常生活用具給付等事業における必要量の見込み

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具 (人/年)	24	9	20	18	19	20
自立支援生活用具 (人/年)	22	18	31	24	26	28
在宅療養等支援用具 (人/年)	17	13	31	20	23	26
情報・意思疎通支援用具 (人/年)	78	90	96	90	92	95
排泄管理支援用具 (人/年)	3,020	3,196	3,400	3,200	3,300	3,400
居宅生活動作補助用具 (人/年)	2	4	5	4	5	5

イ. 今後の方策

○障害のある人や介護者の負担を軽減するため、日常生活用具の品目の追加を検討し、制度の拡充を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人の日常生活や社会参加の拡大を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する研修を実施します。

ア. 手話奉仕員養成研修事業における必要量の見込み

区 分		第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員 養成講座	受講修了 見込者数	コロナ で中止	11	22	20	20	20

イ. 今後の方策

- 運営体制を整えるため、ボランティア団体や市社会福祉協議会と連携します。
- 多くの方に受講してもらうため、養成研修に関する情報提供を積極的に行います。

⑨移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

ア. 移動支援事業における必要量の見込み

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
年間実利用者数 (人/年)	106	92	93	95	95	100
年間延べ時間数 (時間/年)	5,641	4,293	4,700	4,800	4,800	5,000

イ. 今後の方策

- 余暇の充実等を希望する障害のある人が増えている中で、利用希望者への適切な支給を行うため、相談支援専門員と連携します。
- 利用者に事業内容を理解してもらうため、利用方法が記載されたチラシ等を作成し、周知します。

⑩地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

ア. 地域活動支援センター事業における必要量の見込み

区 分	第 6 期（実績・見込）			第 7 期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター (箇所数)	2	2	2	2	2	2
年間実利用者数 (人/年)	125	124	120	125	130	140

イ. 今後の方策

- 地域活動支援センターを運営する上での課題等を把握するため、事業所評価を実施し、改善等に向けて事業所と連携します。
- 障害のある人に対し、より質の高い障害福祉サービスを提供するため、地域活動支援センターの機能拡充について、事業所に働きかけます。

⑪訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害のある人で、自宅の浴槽での入浴や家族による入浴が困難な人に対し、入浴車による訪問入浴サービスを行い、身体障害のある人の在宅生活を支援します。

ア. 訪問入浴サービス事業における必要量の見込み

区 分	第6期（実績・見込）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (箇所数)	5	5	4	4	4	5
年間実利用者数 (人/年)	5	11	10	10	10	13

イ. 今後の方策

○実施事業者が5事業所あり、希望に沿った提供ができる体制にあるため、サービスの質の向上を図る事業所を支援します。

⑫日中一時支援事業

日中一時支援事業には、短期入所指定施設での「日帰り短期入所」や日中活動系施設での時間外利用となる「日中施設機能利用」、経験の拡大等のための「自宅等での支援（ヘルパー派遣サービス）」があり、在宅生活を支援しています。

ア. 日中一時支援事業について

区 分	第6期（実績・見込）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (箇所数)	14	11	10	11	13	15
年間実利用者数 (人/年)	45	47	45	47	56	64

イ. 今後の方策

○緊急時の対応や、家族の一時的な休息の場の確保として利用していただくため、自立支援協議会の各部会を通じて、障害のある人の家族に対し、サービス内容を周知します。

⑬点字・声の広報発行事業

視覚に障害のある人で市が発行する広報や、市議会だよりの内容を点字及び音声に置き換え、市の動きや地域の生活に必要な情報を提供します。

ア. 点字・声の広報発行事業について

区 分	第6期（実績・見込）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
点字・声の広報利用者 (人/年)	18	18	18	18	18	18

イ. 今後の方策

○点字・声の広報発行について、ボランティア団体や市社会福祉協議会と連携し、安定した情報サービスの提供を行います。

3 基盤整備計画

障害のある人が、身近な地域の中で安心して生活していけるよう、既存の障害福祉サービス施設の定員増を含めた必要な障害福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

基盤整備にあたっては、今後の障害福祉サービスの利用見込みから、新規に必要な施設数を示し、地域バランスを考慮しながら基盤整備等の促進に取り組んでいきます。

■各年度における事業の種類ごとの整備施設数等

サービス名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	2 箇所 (新)					
就労継続支援 A	2 箇所 (新)	3 箇所 (新)	1 箇所 (新)			
就労継続支援 B	1 箇所 (新)	2 箇所 (新)	2 箇所 (新)	1 箇所 (新)		
就労選択支援					1 箇所 (新)	
就労移行支援						
就労定着支援						
短期入所		1 箇所 (新)		1 箇所 (新)		
共同生活援助 (グループホーム)	1 箇所 (新)	2 箇所 (新)		2 箇所 (新)		

※新規事業開設・定員増を含む

第7章 第3期障害児福祉計画の概要

1 策定にあたっての基本方針

障害児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

（1）地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要である。併せて、その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、県と緊密な連携を図り、とりわけ、障害児入所支援により入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図ります。

加えて、障害児通所支援事業所は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

（2）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保するよう努めます。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携

を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。

（３）地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

（４）特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（一）重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等の関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担います。

（二）強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

（５）障害児相談支援体制の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担います。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

(6) 他の計画との関係：第2期藤枝型発達支援システム構築のための行動計画

発達に課題がある児童が乳幼児期から就労期までの保健・福祉・教育の公的機関、及び医療や就労などの専門機関の協力を仰ぐ「横の連携」による支援の提供と年齢に応じた個別の支援情報を継続的に次のライフステージにつなげていく「縦の連携」からなるシステムで、「途切れのない発達支援をめざして」を基本理念とし、「気づく」「知る」「支える」「つなげる」の、4つの基本目標に基づき、具体的な施策や取り組みを推進します。

本計画との整合性や関係機関との連携を図りながら、様々な分野で横断的な施策が推進されるよう「藤枝市要保護児童対策地域協議会」において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

第8章 第3期障害児福祉計画 成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざします。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターは、保育所等訪問支援を利用しやすい体制の構築に努めます。

項目	設置	備考
児童発達支援センター	設置済	
保育所等訪問支援の体制構築	実施済	

【目標達成のための方策】

- 本市においては、すでに、児童発達支援センターがあり、保育所等訪問支援事業にも取り組んでいるため、引き続き、適切なサービスの提供ができるよう支援します。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができよう努めます。

項目	設置	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	設置済	

【目標達成のための方策】

- 上記の事業所はすでに設置済みであるが、対応できる事業所等が少ないため、地域における課題の整理や、地域資源の活用等を行い、支援体制の充実に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネ

ーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

項目	設置	備考
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	実施	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施済	

【目標達成のための方策】

○自立支援協議会の部会等を活用し、情報交換等を行う中で協議の場の設置に向けて検討します。

第9章 第3期障害児福祉計画 活動指標

1 障害児支援

障害児の地域での健やかな育ちや地域での豊かな暮らしの保障に努め、児童福祉法に基づいて、障害児支援を提供します。

(1) 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童に対し、療育の場の提供を目的として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

ア. 児童発達支援のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第2期（実績・見込）			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達 支 援	利用者数 （人/月）	213	186	190	190	190	190
	サービス利用量 （日/月）	1,826	2,521	2,700	2,700	2,700	2,700

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

- 適切な支給量を決定するため、対象児に含まれる「療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童」について、発達状況、家庭状況等を適正に把握します。
- 必要な療育を受けながら地域の保育所・幼稚園等で生活できるよう、保護者・関係機関に対し、児童発達支援事業所等の利用の仕方について啓発を進めます。
- 複数の事業所を利用する児童が増加しているため、対象児童にとって一貫性のある支援が提供されるよう、事業所間の連携を図ります。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

ア. 医療型児童発達支援のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第2期（実績・見込）			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
医療型 児童発達 支 援	利用者数 （人/月）	0	0	0	0	0	0
	サービス利用量 （日/月）	0	0	0	0	0	0

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○市内に医療型児童発達支援事業所がないため、自立支援協議会を通じて、利用者のニーズ調査を行い、障害児通所サービス事業所等に対し、事業実施について働きかけます。

(3) 放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。

ア. 放課後等デイサービスのサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第2期（実績・見込）			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
放課後等 デイサービス	利用者数 （人/月）	284	304	310	320	330	340
	サービス利用量 （日/月）	3,443	3,807	4,302	4,442	4,582	4,722

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○事業の質を確保するため、自立支援協議会等を通じて、並行通園児の支援、移行期の支援、転園・就学への指導を含めた家族支援プログラムについて検討します。

○複数の事業所を利用する児童が増加しているため、対象児童にとって一貫性のある支援が提供されるよう、事業所間の連携を図ります。

(4) 保育所等訪問支援

障害児支援に関する知識及び指導経験のある児童発達支援センターの児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害のある児童や保育所等のスタッフに対して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

ア. 保育所等訪問支援のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第2期（実績・見込）			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
保育所等 訪問支援	利用者数 （人/月）	37	58	8	10	15	20
	サービス利用量 （日/月）	37	58	8	10	15	20

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○地域の園等での安定した生活が送れるよう、集団生活に適應するための専門的な訪問支援のメリットについて啓発を推進します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な重度の障害児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を提供します。

ア. 居宅訪問型児童発達支援のサービス見込量（1ヶ月当たり）

区 分		第2期（実績・見込）			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅訪問 型 児童発達 支援	利用者数 （人/月）	0	0	0	0	0	0
	サービス利用量 （日/月）	0	0	0	0	0	0

※利用者数、サービス利用量は当該年度末月（3月：1ヶ月間）の利用実績値

イ. 見込量確保のための方策

○居宅訪問型児童発達支援事業について、利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるよう、市内事業所等に対し、事業実施について働きかけます。

2 障害児相談支援

サービスを利用する児童の心身の状況、その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」の作成やサービス事業所等との連絡調整を行います。また、モニタリングごとに「障害児支援利用計画」の評価を行います。

ア. 相談支援のサービス見込量

区 分		第2期（実績・見込）			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害児相談支援	利用者数 （人）	438	409	425	430	440	450

※利用者数は当該年度の年間実利用者数

イ. 見込量確保のための方策

○発達理解をベースに利用者ニーズと地域資源の情報をもったサービス計画が求められています。そこで、相談支援専門員のスキル向上を図るため、市内の支援体制・アセスメント・相談援助技術等の研修会を実施します。

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のためのコーディネーターを配置します。

ア. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区 分		第2期（実績・見込）			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	配置人数 （人）			3	3	4	5

※配置人数は指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児コーディネーターの人数（要医療児者支援体制加算の対象となる者）

イ. 見込量確保のための方策

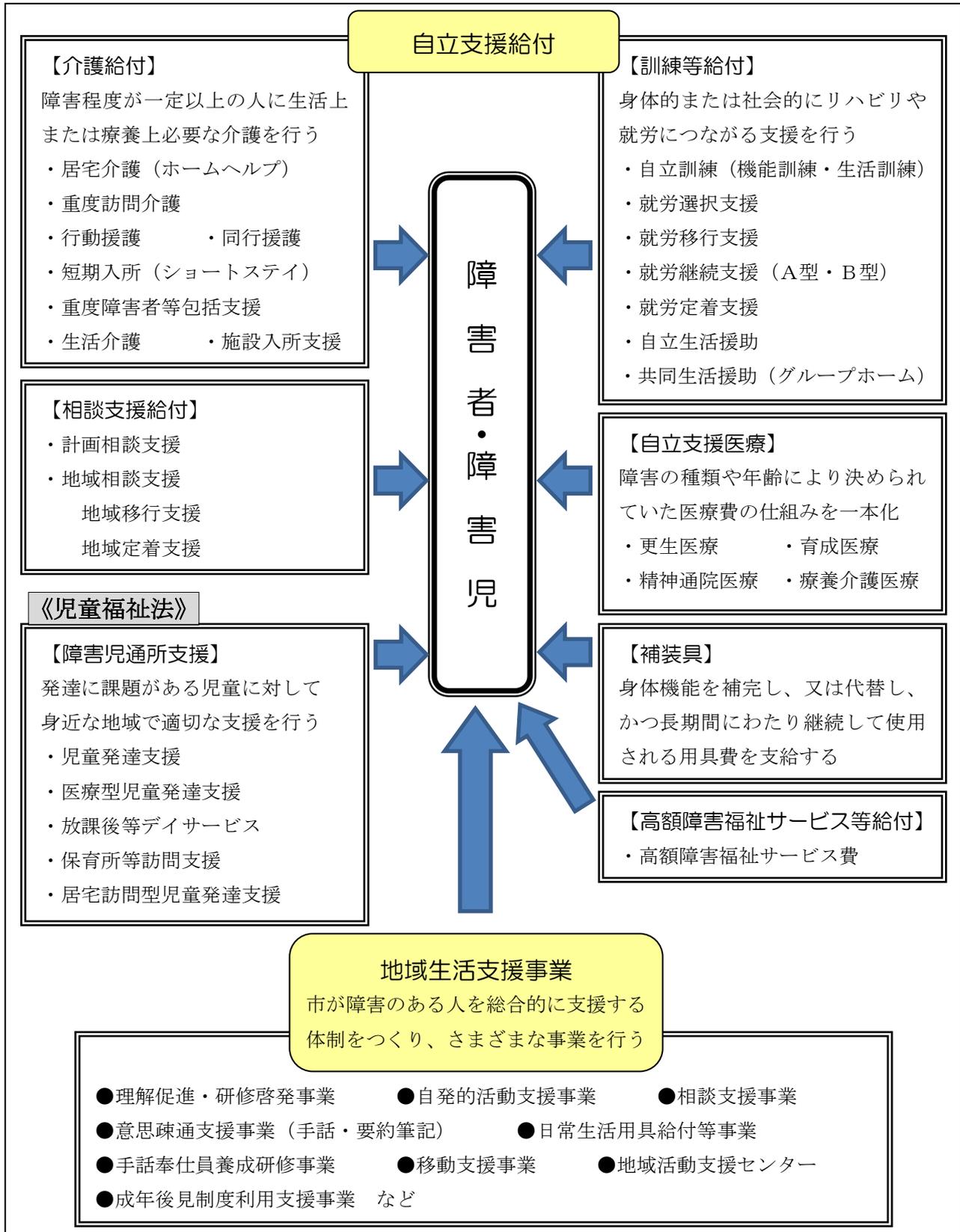
- 指定特定・障害児相談支援事業所に対し、医療的ケア児コーディネーターの研修受講を推奨し、医療的ケア児にかかる地域の課題整理や地域資源の開発等の協議の場の活性化の役割を担っていただけるよう働きかけます。

関連資料

1 障害者総合支援法の障害福祉サービス体系図

障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

また、障害児に係るサービスについては、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスがあります。



2 策定経過

年月日	内 容
令和5年 5月24日	行政経営会議
4月19日	藤枝市地域自立支援協議会 第1回事務局会議
5月23日	藤枝市地域自立支援協議会 第2回事務局会議
6月6日	藤枝市地域自立支援協議会 第1回運営会議
7月3日	藤枝市地域自立支援協議会 第1回代表者会議
7月3日～ 7月17日	障害福祉サービス見込量調査・基盤整備調査 【調査対象】障害福祉サービス事業所
8月31日	藤枝市地域自立支援協議会 第2回事務局会議
9月14日	藤枝市地域自立支援協議会 第2回運営会議
9月25日	藤枝市地域自立支援協議会 第2回代表者会議
11月20日	行政経営会議
12月14日	市議会 全員協議会
12月22日	藤枝市地域自立支援協議会 第4回事務局会議
12月22日～ 令和6年 1月23日	パブリックコメント
1月16日	藤枝市地域自立支援協議会 第3回運営会議
1月29日	藤枝市地域自立支援協議会 第3回代表者会議
2月7日	行政経営会議
3月上旬	市議会 健康福祉委員会
3月	市議会 報告

3 ライフステージ別の主な障害福祉サービス

ライフステージ別に一般的に利用する主なサービスは次のとおりです。

法律・制度名	サービス	0～ 6歳	6～ 15歳	15～ 18歳	18歳 ～
児童福祉法	児童発達支援	●			
	居宅訪問型児童発達支援	●			
	保育所等訪問支援	●	●		
	放課後等デイサービス		●	●	
	障害児相談支援	●	●	●	
障害者総合支援法	居宅介護	●	●	●	●
	重度訪問介護			○	●
	同行援護	●	●	●	●
	行動援護	●	●	●	●
	重度障害者包括支援	●	●	●	●
	生活介護				●
	自立訓練			○	●
	就労選択支援			○	●
	就労移行支援			○	●
	就労継続支援（A・B）				●
	就労定着支援				●
	療養介護				●
	短期入所	●	●	●	●
	自立生活援助				●
	共同生活援助			○	●
施設入所支援			○	●	
計画相談支援・地域相談支援			○	●	
地域生活支援事業	日中一時支援	●	●	●	●
	移動支援		●	●	●
	訪問入浴サービス※1				●
	地域活動支援センター				●
	日常生活用具	●	●	●	●
自立支援医療	育成医療	●	●	●	
	厚生医療				●
	精神通院医療	●	●	●	●

・表に●（黒丸）と○（白丸）がありますが、●は、通常のサービス対象者であり、○は、サービスを利用する場合、15～18歳の人を障害のある人とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定するものです。また、表は一般的に利用するサービスを示しており、例外的な利用については対応していない場合があります。

※1 身体障害のある人にかぎります。

第 7 期 藤 枝 市 障 害 福 祉 計 画
第 3 期 藤 枝 市 障 害 児 福 祉 計 画

発行年月日：令和 6 年 3 月

発 行：藤 枝 市

〒426-8722

藤枝市 健康福祉部 障害福祉課

TEL：054-643-3149(直通)

054-643-3111(代表)

FAX：054-644-2941
